

令和8年度岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助事業について

1 概 要

本補助金は、県が国庫補助制度である「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、必要性^{※1}・緊急性^{※2}の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対して補助を行うものである。

※1 必要性＝「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」における障がい福祉サービス等の見込量（整備目標量）に対する過不足状況

※2 緊急性＝直ちに整備すべき内容（スプリンクラー整備 等）であるか

2 対象事業

以下の（1）～（3）に該当する整備を計画している社会福祉施設整備事業を対象とする。

（1）一般整備

ア 実施主体	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人（ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。）
イ 対象事業所	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、第42条に規定する障害児入所施設及び第43条に規定する児童発達支援センター等
ウ 事業内容	創設、改築（老朽民間社会福祉施設整備を含む）、増築
エ 交付基礎点数	施設種別、定員等により異なるため「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 別表2」を参照。
オ 補助率	3／4 （国1／2、県1／4、事業者1／4）
カ その他	詳細は、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」による。

（2）避難スペース整備

ア 実施主体	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人（ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。）
イ 対象事業所	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、第42条に規定する障害児入所施設及び第43条に規定する児童発達支援センター等
ウ 事業内容	避難スペース整備
エ 交付基礎点数	「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 別表2」を参照。 ※避難スペースに必要な備品等の整備については補助対象外
オ 補助率	3／4 （国1／2、県1／4、事業者1／4）
カ その他	詳細は、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」、「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」による。

（3）大規模修繕（施設修繕、スプリンクラー、防犯強化）等

ア 実施主体	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、又は営利法人（ただし、障害者支援施設の整備にあつては医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は営利法人等を除く。）
--------	---

イ 対象事業所	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、第42条に規定する障害児入所施設及び第43条に規定する児童発達支援センター等
ウ 事業内容	大規模修繕
エ 交付基礎点数	施設整備：施設種別により異なるため「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を参照 スプリンクラー整備：見積額と合見積額を比べて低い方の額を2,000で除した値と、以下の基礎点数にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た値とを比べて低い値 基礎点数：17点／1㎡ （入所施設であって1000㎡以上の平屋建て 33点／㎡） 消火ポンプユニット加算 2,511点（平米数関係なし） 防犯対策：公的機関の見積額と請負業者の見積額を比べて低い方の額
オ 補助率	3／4（国1／2、県1／4、事業者1／4）
カ その他	詳細は、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」、「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」、「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」による。

3 留意事項

- (1) 障がい者福祉の趣旨を十分に理解し、健全で安定した施設運営が可能であること。
- (2) 資金計画が、無理のないものであること。
- (3) 建設用地の確保が確実であること。
- (4) 整備費の自己負担の財源確保が確実であること。
※岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金申請要領「第1 2 法人の財政状況」に適合していること。（建設資金以外にも、運転資金、開業資金が必要となります）
- (5) 施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設備基準等に適合していること。
- (6) 整備しようとする障がい福祉サービスにおける需要について、ニーズ調査等により具体的な需要把握がなされていること。
- (7) 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了予定のものであること。既に整備に着手している事業は補助対象外であること。
- (8) 補助事業により整備した施設は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかること。
- (9) 土砂災害（特別）警戒区域等、施設整備を行うことが適当ではない立地条件である場合には変更の検討を行うこと。

4 施設整備に係る本補助金の対象外経費

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（地盤改良費、土地造成費、地業工事、外構工事）
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) 官庁申請手数料
- (4) 火災保険料
- (5) 水道加入金
- (6) 天吊り・壁掛けルームエアコン及びその据付費
- (7) 消火器
- (8) 備品
- (9) その他補助対象経費として適当と認められない費用

5 ヒアリング事項（主なもの）

- （１）整備内容について（障がい福祉計画に沿った整備であるか 等）
- （２）建設予定地について（災害警戒区域等の指定の有無、建設予定地の確保方法 等）
- （３）事業所の指定について（指定上問題の無い施設であるか 等）
- （４）施設の規模及び構造について
- （５）施工計画について（単年度事業として整備を完了できるか 等）
- （６）整備費とその内訳について
- （７）財源内訳の確認（自己資金の状況、寄附金の有無 等）
- （８）ニーズ調査・ニーズ状況について（ニーズ調査を行っているか 等）
- （９）その他（他の補助金の有無、採択されなかった場合の方針、地元の理解 等）